

資料編

資料1 ごみ及び資源の排出量実績と推計

ごみ減量化・資源化施策を実施した場合について、ごみ量、資源量、焼却対象量及び埋立量の推計（令和3年度～令和13年度）を、実績（平成23年度～令和2年度）とともに資表 1-1 に示します。

資表 1-1 ごみ及び資源の排出量実績と推計

項目	単位	実績										推計												
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度		
家庭ごみ	計画収集量	①	(t/年)	28,200	28,061	27,600	26,996	26,875	26,202	25,536	25,179	25,174	25,710	25,125	25,011	24,888	24,698	24,569	24,403	24,174	23,974	23,837	23,764	23,603
	燃やすごみ	②	(t/年)	20,811	20,826	20,624	20,638	20,704	20,311	19,545	19,192	18,870	18,749	18,819	18,322	18,089	17,233	16,784	16,362	16,161	15,979	15,844	15,760	15,617
	不燃物		(t/年)	738	681	627	523	554	565	580	569	626	758	624	623	622	620	619	616	612	609	607	606	602
	粗大ごみ		(t/年)	625	675	663	642	645	644	680	675	734	836	632	631	629	627	626	623	620	616	614	613	609
	資源	③	(t/年)	6,026	5,879	5,686	5,193	4,972	4,682	4,731	4,743	4,944	5,367	5,050	5,435	5,548	6,218	6,540	6,802	6,781	6,770	6,772	6,785	6,775
	自己搬入ごみ	④	(t/年)	637	592	712	610	647	665	416	392	398	478	397	396	395	395	394	392	389	387	386	385	383
	燃やすごみ	⑤	(t/年)	609	570	678	587	624	635	394	363	369	450	368	367	366	366	365	363	361	359	358	357	355
	不燃物		(t/年)	28	22	34	23	23	30	22	29	29	28	29	29	29	29	29	29	28	28	28	28	28
	集団資源回収	⑥	(t/年)	32	30	29	28	25	22	22	20	20	16	20	20	20	20	20	20	20	19	19	19	19
	家庭ごみ計	⑦=①+④+⑥	(t/年)	28,869	28,683	28,341	27,634	27,547	26,889	25,974	25,591	25,592	26,204	25,542	25,427	25,303	25,113	24,983	24,815	24,583	24,380	24,242	24,168	24,005
事業系ごみ		⑧	(t/年)	4,284	4,418	4,620	4,803	4,929	5,054	5,304	5,517	5,379	4,562	5,364	5,247	5,128	5,009	4,891	4,765	4,732	4,706	4,692	4,685	4,658
	減量率	=100-当該年度⑧/令和元年度⑧*100	(%)	20.4	17.9	14.1	10.7	8.4	6.0	1.4	-2.6	0.0	15.2	0.3	2.5	4.7	6.9	9.1	11.4	12.0	12.5	12.8	12.9	13.4
	減量量	=令和元年度⑧-当該年度⑧	(t/年)	1,095	961	759	576	450	325	75	-138	0	817	15	132	251	370	488	614	647	673	687	694	721
可燃ごみ排出量		⑨=②+⑤+⑧	(t/年)	25,704	25,814	25,921	26,029	26,257	26,000	25,243	25,072	24,618	23,761	24,551	23,936	23,583	22,608	22,040	21,490	21,254	21,044	20,894	20,802	20,630
総量	総ごみ排出量	⑩=⑦+⑧	(t/年)	33,153	33,101	32,961	32,437	32,476	31,943	31,278	31,108	30,971	30,766	30,906	30,674	30,431	30,122	29,874	29,580	29,315	29,086	28,934	28,853	28,663
	ごみ排出量(資源除く)	⑪=⑩-(③+⑥)	(t/年)	27,095	27,192	27,246	27,216	27,479	27,239	26,525	26,345	26,007	25,383	25,836	25,219	24,863	23,884	23,314	22,758	22,514	22,297	22,143	22,049	21,869
	減量率 (R1基準)	=100-当該年度⑪/令和元年度⑪*100	(%)	-4.2	-4.6	-4.8	-4.6	-5.7	-4.7	-2.0	-1.3	0.0	2.4	0.7	3.0	4.4	8.2	10.4	12.5	13.4	14.3	14.9	15.2	15.9
原単位	総ごみ排出量	⑫=⑩/㉑/年間日数*10の6乗	(g/人日)	898.2	897.5	894.7	879.9	876.5	859.8	838.8	831.7	830.8	825.7	831.3	826.7	822.0	815.5	810.9	806.1	804.4	802.5	800.8	799.7	799.0
	家庭ごみ排出量	⑬=⑦/㉑/年間日数*10の6乗	(g/人日)	782.1	777.7	769.3	749.6	743.5	723.8	696.6	684.2	686.5	703.2	687.0	685.3	683.5	679.9	678.1	676.3	674.6	672.7	670.9	669.9	669.2
	可燃ごみ排出量	⑭=⑨/㉑/年間日数*10の6乗	(g/人日)	696.4	699.9	703.6	706.1	708.6	699.8	677.0	670.3	660.4	637.7	680.3	645.1	637.0	612.1	598.2	585.7	583.2	580.6	578.3	576.6	575.1
	ごみ排出量(資源除く)	⑮=⑪/㉑/年間日数*10の6乗	(g/人日)	734.0	737.3	739.6	738.3	741.6	733.2	711.4	704.4	697.6	681.2	694.9	679.7	671.6	646.7	632.8	620.2	617.8	615.2	612.8	611.1	609.6
	減量率 (R1基準)	=100-当該年度⑮/令和元年度⑮*100	(%)	-5.2	-5.7	-6.0	-5.8	-6.3	-5.1	-2.0	-1.0	0.0	2.4	0.4	2.6	3.7	7.3	9.3	11.1	11.4	11.8	12.2	12.4	12.6
	減量量 (R1基準)	=令和元年度⑮-当該年度⑮	(g/人日)	-36.4	-39.7	-42.0	-40.7	-44.0	-35.6	-13.8	-6.8	0.0	16.4	2.7	17.9	26.0	50.9	64.8	77.4	79.8	82.4	84.8	86.5	88.0
総資源化量		⑯=③+⑥	(t/年)	6,058	5,909	5,715	5,221	4,997	4,704	4,753	4,763	4,964	5,383	5,070	5,455	5,568	6,238	6,560	6,822	6,801	6,789	6,791	6,804	6,794
施設での資源化量		⑰=⑲+⑳+㉑	(t/年)	937	1,010	1,561	1,849	1,983	1,187	1,199	1,160	1,990	1,932	1,904	1,794	1,753	3,158	2,624	2,745	2,724	2,706	2,690	2,678	2,660
総資源化量(中間処理後含む)		⑱=⑯+⑰	(t/年)	6,995	6,919	7,276	7,070	6,980	5,891	5,952	5,923	6,954	7,315	6,974	7,249	7,321	9,396	9,185	9,567	9,526	9,494	9,481	9,483	9,454
資源化率		⑲=⑯/⑩*100	(%)	18.3	17.9	17.3	16.1	15.4	14.7	15.2	15.3	16.0	17.5	16.4	17.8	18.3	20.7	22.0	23.1	23.2	23.3	23.5	23.6	23.7
資源化率(中間処理後含む)		㉑=⑱/⑩*100	(%)	21.1	20.9	22.1	21.8	21.5	18.4	19.0	19.0	22.5	23.8	22.6	23.6	24.1	31.2	30.7	32.3	32.5	32.6	32.8	32.9	33.0
人口		㉑	(人)	101,129	101,042	100,933	100,998	101,514	101,787	102,157	102,470	102,137	102,088	101,861	101,656	101,429	101,191	100,938	100,531	99,845	99,298	98,992	98,847	98,284

項目	単位	実績										推計											
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
新聞		(t/年)	751	716	659	580	478	356	286	280	246	260	250	250	249	249	248	247	245	244	243	243	242
雑誌・雑紙		(t/年)	1,617	1,571	1,440	1,430	1,316	1,335	1,289	1,234	1,198	1,103	1,200	1,255	1,311	1,376	1,407	1,413	1,414	1,420	1,426	1,435	1,438
段ボール		(t/年)	1,198	1,177	1,216	897	808	715	659	649	680	914	688	704	719	739	747	747	746	744	745	747	746
紙パック		(t/年)	29	42	43	31	30	29	28	30	30	20	30	30	30	30	30	30	29	29	29	29	29
ペットボトル		(t/年)	322	320	310	295	290	288	301	320	315	324	314	314	313	312	311	310	308	306	305	305	303
容器包装プラスチック		(t/年)	837	826	804	786	800	791	831	817	860	894	858	907	956	1,015	1,043	1,048	1,052	1,056	1,063	1,071	1,075
缶		(t/年)	277	261	268	249	255	237	243	234	234	234	233	233	232	232	231	230	229	227	227	226	225
びん(茶・白・その他)		(t/年)	727	716	714	693	696	668	653	623	594	629	592	591	590	588	587	585	581	577	576	575	572
衣類		(t/年)	270	249	235	231	244	206	217	225	265	306	264	264	263	263	262	261	259	258	257	256	255
草木類		(t/年)	-	-	-	-	-	-	173	270	456	577	455	721	719	1,248	1,510	1,767	1,756	1,746	1,740	1,737	1,729
布団		(t/年)	-	-	-	(23)	50	50	40	48	49	56	49	49	49	49	48	48	48	48	47	47	47
廃食用油		(t/年)	30	30	26	28	28	27	31	30	31	33	31	31	31	31	31	31	30	30	30	30	30
小型家電		(t/年)	-	-	(1)	(2)	2	2	2	3	6	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
木質系粗大ごみ		(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	100	100	100	99	99	98	98	98	97	97	97
資源物の合計		(t/年)	6,058	5,908	5,715	5,220	4,997	4,704	4,753	4,763	4,964	5,383	5,070	5,455	5,568	6,238	6,560	6,822	6,801	6,789	6,791	6,804	6,794

項目	単位	実績										推計											
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
焼却施設における資源化量		(t/年)	158	169	804	1,167	1,226	465	474	453	1,238	1,283	1,154	994	954	1,882	1,881	2,005	1,989	1,975	1,961	1,950	1,936
粗大ごみ処理施設における資源化量		(t/年)	779	841	757	682	757	722	725	707	752	649	750	748	747	745	743	740	735	731	729	728	724
圏外搬出資源化量		(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	52	52	531	0	0	0	0	0	0	0

項目	単位	実績										推計											
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
焼却対象量		(t/年)	25,874	24,844	26,437	25,728	26,146	26,380	25,648	25,456	25,043	24,265	24,877	24,209	23,855	22,400	22,363	21,812	21,574	21,362	21,211	21,119	20,944
埋立量		(t/年)	3,529	3,128	2,560	1,970	1,963	2,783	2,612	2,557	1,714	1,702	1,697	1,769	1,779	746	746	525	521	517	514	512	508
最終処分率		㉖=㉕/																					

資料2 家庭ごみの組成分析結果

1 目的

家庭から排出される燃やすごみを対象として組成分析調査を実施し、資源物の混入状況等、ごみ減量化・資源化施策を検討する上での基礎資料とすることを目的としています。

2 調査対象地域及び調査日程

資表 2-1 調査対象地域の現況

調査対象地域	都市計画用途地域	位置・特徴
商店地域	近隣商業地域	伊勢原駅前に位置する商店地域
市街地周辺地域	市街化調整区域	古くからの農家や戸建住宅が混在する地域
戸建住宅地域	第1種低層住居専用地域	民間開発による新興住宅地域
高層住宅地域	第1種中高層住居専用地域	分譲マンションが存在する地域

資表 2-2 調査の日程

	商店地域	戸建住宅地域	市街地周辺地域	高層住宅地域
第1回調査	令和2年9月28日(月) ※商店地域は一部収集		—	—
	令和2年9月29日(火)	—	令和2年9月29日(火)	
第2回調査	令和2年12月7日(月) ※商店地域は一部収集		—	—
	令和2年12月8日(火)	—	令和2年12月8日(火)	
第3回調査	令和3年3月1日(月) ※商店地域は一部収集		—	—
	令和3年3月2日(火)	—	令和3年3月2日(火)	
第4回調査	令和3年6月7日(月) ※商店地域は一部収集		—	—
	令和3年6月8日(火)	—	令和3年6月8日(火)	

3 調査結果

令和2年度の9月、12月、3月及び令和3年度の6月に行った調査結果は、資表 2-3 に示すとおりです。

資表 2-3 調査結果

(単位:%)

大分類	小分類	第1回調査 (R2.9)	第2回調査 (R2.12)	第3回調査 (R3.3)	第4回調査 (R3.6)	平均
1 紙類	1-1 新聞紙	0.5	0.5	0.8	0.3	
	1-2 雑紙、広告、チラシ	3.3	3.1	5.0	2.4	
	1-3 雑誌、書籍	0.8	0.8	1.1	0.7	
	1-4 段ボール	1.5	1.7	1.9	1.0	
	1-5 紙パック(アルミ付き)	0.4	0.4	0.3	0.3	
	1-6 紙パック(アルミなし)	0.6	0.6	0.5	0.6	
	1-7 紙箱類	2.2	2.5	1.9	1.7	
	1-8 紙袋	0.3	0.3	0.7	0.2	
	1-9 その他紙製容器包装	0.5	0.6	0.6	0.2	
	1-10 その他紙類(1)	0.1	0.3	0.2	0.1	
	1-11 その他紙類(2)	0.3	0.4	0.2	0.2	
	1-12 資源化できない紙類	10.1	9.7	9.9	17.6	
		20.6	21.0	23.1	25.3	22.5
2 繊維類	2-1 衣類	3.4	5.0	0.9	3.0	
	2-2 その他	0.6	2.5	1.2	1.0	
		4.0	7.4	2.1	4.0	4.4
3 プラスチック類	3-1 ペットボトル	0.4	0.2	0.2	0.4	
	3-2 その他容器包装プラ(発泡スチロール)	0.4	0.4	0.4	0.0	
	3-3 その他容器包装プラ(白色トレー)	0.0	0.1	0.2	0.0	
	3-4 その他容器包装プラ	10.6	10.1	9.2	13.8	
	3-5 その他のプラスチック	3.4	1.4	5.2	2.3	
		14.8	12.1	15.1	16.5	14.6
4 厨芥類	4-1 調理くず	19.7	26.6	23.5	18.6	
	4-2 調理くず(過剰除去)	2.6	3.3	2.9	2.9	
	4-3 残飯(食べ残し)	5.5	4.8	4.5	10.3	
	4-4 未開封品(直接廃棄)	3.0	5.7	4.2	3.2	
		30.7	40.4	35.1	35.0	35.3
5 木・竹・わら類	5-1 剪定枝	8.1	4.2	4.4	-	
	5-2 雑草、草花、落ち葉	5.6	1.7	3.8	5.5	
	5-3 竹	0.1	-	0.0	0.9	
	5-4 その他	-	0.0	-	0.0	
		13.8	5.9	8.3	6.4	8.6
6 その他可燃物	6-1 紙おむつ	5.6	4.2	7.5	7.9	
	6-2 その他	7.6	7.6	7.2	3.4	
		13.2	11.8	14.7	11.3	12.7
7 金属類	7-1 アルミ缶	-	-	-	0.0	
	7-2 スチール缶	0.0	0.0	0.0	0.0	
	7-3 カセット・スプレー缶	-	0.1	-	-	
	7-4 その他鉄類	0.2	0.0	0.2	0.0	
	7-5 その他非鉄類	0.2	0.2	0.1	0.1	
		0.5	0.3	0.3	0.1	0.3
8 びん類	8-1 透明びん(飲料用及び食料用)	-	0.2	0.1	0.1	
	8-2 茶色びん(飲料用及び食料用)	-	-	0.0	0.1	
	8-3 他色びん(飲料用及び食料用)	-	-	-	-	
	8-4 その他びん	-	0.0	0.1	0.0	
		-	0.2	0.2	0.2	0.1
9 蛍光灯	9-1	-	-	-	-	-
10 電池	10-1	0.0	-	-	-	0.0
11 体温計	11-1	-	-	0.0	-	0.0
12 その他不燃物	12-1 小型家電	0.1	-	0.2	0.1	
	12-2 ガラス・セトモノ類	-	-	-	0.1	
	12-3 刃物類	-	-	-	0.0	
	12-4 その他	1.2	-	-	0.0	
		1.3	-	0.2	0.2	0.4
13 廃食用油	13-1	-	0.2	0.2	-	0.1
14 排出容器	14-1	1.1	0.7	0.7	0.9	0.9
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- ・数値の表記について、“0.0”は排出はあったが0.1%にも満たなかったことを示し、“-”は排出がなかったことを示す。
- ・四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

資料3 事業系ごみの組成分析結果

1 目的

事業系ごみを対象として組成分析調査を実施し、資源物の混入状況等、ごみ減量化・資源化施策を検討する上での基礎資料とすることを目的としています。

2 調査対象及び調査日程

(1) 調査対象

事業系一般廃棄物のうち、許可業者が収集してはだのクリーンセンターへ燃やすごみとして搬入する廃棄物を対象とします。

(2) 調査対象業者及び調査日程

搬入実績を基に4事業者を選定し、令和3年6月9日(水)に2事業者、6月10日(木)に1事業者、6月11日(金)に1事業者の調査を行いました。

3 調査結果

調査結果は、資表 3-1 に示すとおりです。

資表 3-1 調査結果

		(単位:%)				
大分類	小分類	A社	B社	C社	D社	平均
1 紙類	1-1 新聞紙	0.5	-	-	-	-
	1-2 雑紙、広告、チラシ	3.3	0.7	3.4	1.5	-
	1-3 雑誌、書籍	-	-	1.0	-	-
	1-4 段ボール	0.1	0.3	0.5	-	-
	1-5 紙パック(アルミ付き)	0.1	0.1	0.0	0.2	-
	1-6 紙パック(アルミなし)	0.1	0.3	0.2	1.1	-
	1-7 紙箱類	0.4	3.0	1.9	1.1	-
	1-8 紙袋	-	-	0.4	0.0	-
	1-9 その他紙製容器包装	0.3	0.9	1.0	1.0	-
	1-10 その他紙類(1)	0.1	0.8	1.0	0.8	-
	1-11 その他紙類(2)	0.0	0.3	0.2	0.2	-
	1-12 資源化できない紙類	11.4	16.9	32.5	28.6	-
		16.3	23.4	42.3	34.6	29.1
2 繊維類	2-1 衣類	0.1	-	0.4	-	-
	2-2 その他	0.5	0.3	2.4	2.1	-
		0.6	0.3	2.8	2.1	1.5
3 プラスチック類	3-1 ペットボトル	0.1	0.0	0.0	0.3	-
	3-2 その他容器包装プラ(発泡スチロール)	-	-	-	-	-
	3-3 その他容器包装プラ(白色トレイ)	0.0	0.4	0.0	0.0	-
	3-4 その他容器包装プラ	13.1	23.0	15.0	16.9	-
	3-5 その他のプラスチック	0.7	0.5	5.2	0.2	-
		13.9	23.9	20.2	17.5	18.9
4 厨芥類	4-1 調理くず	6.7	13.7	0.1	9.9	-
	4-2 調理くず(過剰除去)	5.0	2.6	0.4	3.2	-
	4-3 残飯(食べ残し)	42.5	13.6	1.0	18.8	-
	4-4 未開封品(直接廃棄)	5.8	1.1	2.9	6.3	-
		60.0	31.0	4.4	38.2	33.4
5 木・竹・わら類	5-1 剪定枝	-	-	-	-	-
	5-2 雑草、草花、落ち葉	3.0	0.0	0.4	-	-
	5-3 竹	-	-	-	-	-
	5-4 その他	-	-	-	-	-
		3.0	0.0	0.4	-	0.8
6 その他可燃物	6-1 紙おむつ	0.1	16.8	22.7	0.0	-
	6-2 その他	5.4	1.4	6.7	5.6	-
		5.5	18.1	29.4	5.6	14.7
7 金属類	7-1 アルミ缶	-	-	-	0.0	-
	7-2 スチール缶	-	-	-	0.1	-
	7-3 カセット・スプレー缶	-	-	-	-	-
	7-4 その他鉄類	-	0.1	-	-	-
	7-5 その他非鉄類	0.2	0.0	0.0	0.0	-
		0.2	0.1	0.0	0.1	0.1
8 びん類	8-1 透明びん(飲料用及び食料用)	-	-	-	-	-
	8-2 茶色びん(飲料用及び食料用)	-	-	-	0.1	-
	8-3 他色びん(飲料用及び食料用)	-	-	-	-	-
	8-4 その他びん	-	-	-	-	-
		-	-	-	0.1	0.0
9 蛍光灯	9-1	-	-	-	-	-
10 電池	10-1	0.0	-	-	0.2	0.1
11 体温計	11-1	-	-	-	-	-
12 その他不燃物	12-1 小型家電	-	2.2	0.0	-	-
	12-2 ガラス・セトモノ類	-	-	-	-	-
	12-3 刃物類	-	-	-	-	-
	12-4 その他	-	-	-	-	-
		-	2.2	0.0	-	0.6
13 廃食用油	13-1	-	-	-	-	-
14 排出容器	14-1	0.6	0.8	0.4	1.6	0.9
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- ・数値の表記について、“0.0”は排出はあったが0.1%にも満たなかったことを示し、“-”は排出がなかったことを示す。
- ・四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

資料4 伊勢原市清掃美化審議会への諮問と答申、名簿

1 伊勢原市清掃美化審議会への諮問

伊 環 美 第 9 号
令和3年10月11日

伊勢原市清掃美化審議会
会長 勝 田 悟 様

伊勢原市長 高 山 松太郎



伊勢原市一般廃棄物処理基本計画について（諮問）

このことについて、次のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例第9条第1項の規定に基づいて定める、一般廃棄物処理基本計画について意見を求めます。

諮問事項

一般廃棄物処理基本計画について

平成29年3月に策定した、一般廃棄物処理基本計画（伊勢原市ごみ処理基本計画及び伊勢原市生活排水処理基本計画）について改定を検討しているところです。

つきましては、一般廃棄物処理基本計画について、御意見を伺うものです。

（事務担当は、経済環境部環境美化センター）

2 伊勢原市清掃美化審議会からの答申

令和4年 2月 4日

伊勢原市長 高山 松太郎 殿

伊勢原市清掃美化審議会
会長 勝田 悟



伊勢原市一般廃棄物処理基本計画について（答申）

令和3年10月11日付け伊環美第9号で諮問のありましたことについて、次のとおり答申します。

1 伊勢原市一般廃棄物処理基本計画について

伊勢原市一般廃棄物処理基本計画（伊勢原市ごみ処理基本計画及び伊勢原市生活排水処理基本計画）について、当審議会において慎重に審議した結果、概ね妥当なものと認めます。

なお、本計画に掲げる基本目標の達成に向け、次の事項に配慮されますよう要望いたします。

(1) 【市民への普及啓発の促進】

伊勢原市においては、「ゼロカーボンシティいせはら」を宣言しており、脱炭素社会にも配慮した循環型社会の実現や、SDGsを踏まえた持続可能社会の形成を目指し、市民に対し、ごみの減量化及び資源化について、意識の普及啓発に努められたい。

(2) 【環境美化教育の推進】

幼児期からの環境教育に積極的に取り組み、ごみの排出と資源の分別について、マナーとモラルの醸成に努められたい。

(3) 【家庭ごみの減量】

家庭から排出される生ごみの削減のため、生ごみ処理機器の更なる活用の普及に努められたい。

(4) 【家庭ごみの資源化】

燃やすごみに含まれている草木類や製品プラスチック等について、新たな収集方法等を検討し、更なるごみの減量化及び資源化の推進に取り組まれたい。

(5) 【事業系ごみの減量及び適正化】

事業系一般廃棄物の減量を推進するため、事業者に対し、ごみの減量化及び資源化について指導されたい。また、集積所に排出されている事業系ごみについて、法の主旨を踏まえ、適正に処理されるよう有料化も含めて検討されたい。

(6) 【有料化検討の具体化】

家庭ごみの有料化に関する具体的な検討については、経済的誘導を踏まえ慎重に進められたい。

(7) 【市民協働体制の構築】

循環型社会を目指し、市民・事業者・行政それぞれが役割を担い、協働して取り組む体制の構築に努められたい。

(8) 【生活排水の適正処理】

生活排水処理率の向上のため、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への設置転換等、基本方針に掲げている事業を計画的に取り組まれたい。

2 審議経過について

(1) 第1回審議会（令和3年10月20日）

伊勢原市ごみ処理基本計画の改定素案を基に、処理計画の目標年次、人口とごみ量の将来予測、数値目標、排出抑制や資源化計画、収集運搬計画、中間処理施設の整備計画などの計画改定の概要について報告を受け、計画の実現に向けて必要な施策の展開について意見を交わした。

また、伊勢原市生活排水処理基本計画の改定素案を基に、生活排水処理等の現状と課題等について報告を受け、計画の実現に向けて必要な施策の展開について意見を交わした。

なお、伊勢原市ごみ処理基本計画及び伊勢原市生活排水処理基本計画について、パブリックコメントを実施する旨の説明を受けた。

(2) 第2回審議会（令和4年1月28日）

伊勢原市ごみ処理基本計画（案）について、第1回審議会から修正のあった内容について説明を受け、計画の内容について意見を交わした。

パブリックコメントの実施結果について報告を受けた。

また、伊勢原市一般廃棄物処理基本計画についての諮問事項に対し、本審議会の答申内容を整理した。

このような審議経過により、厳正かつ公正な見地から慎重に、より深い議論を推し進め、上記のような結論にいたりました。

3 伊勢原市清掃美化審議会委員名簿

(令和3年10月20日現在)

No.	役職	氏名	選任種別	備考
1	会長	勝田 悟	知識経験者	東海大学教授
2	副会長	清水 孝一	知識経験者	資源化事業者 会社役員
3	副会長	武蔵 郁夫	衛生委員	衛生委員会 会長
4		秋山 哲也	知識経験者	廃棄物処理業者 会社役員
5		井上 節子	知識経験者	消費者代表(元生ごみ処理器モニター)
6		宮崎 清	団体推薦	自治会連合会
7		笠原 浩	団体推薦	伊勢原市商工会
8		二宮 真一	団体推薦	伊勢原市商店会連合会
9		安藤 十藏	団体推薦	神奈川県宅地建物取引業協会湘南中支部伊勢原地区
10		佐藤 宏行	団体推薦	伊勢原青年会議所
11		今井 重道	衛生委員	衛生委員会 副会長
12		福田 まさみ	一般公募委員	
13		櫻井 志保	一般公募委員	

資料5 用語の解説

あ行

伊勢原市清掃美化審議会

知識経験者、関係団体等の代表、衛生委員などで組織し、清掃に関する制度の改善整備、その他清掃美化に関する根本的対策を調査、審議するための諮問機関です。

一般廃棄物

産業廃棄物以外のすべての廃棄物で、家庭ごみや事業系ごみのことです。

医療系一般廃棄物

医療行為等に伴い排出される廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものを指します。多くは医療機関から発生しますが、在宅医療により排出される一般廃棄物も医療系一般廃棄物とされています。

衛生委員

各自治会の廃棄物担当役員です。衛生委員は、廃棄物の適正処理と美化活動について、地域住民と行政の橋渡しの役割を担っています。

SDGs

(Sustainable Development Goals

: 持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

エネルギー回収

ごみを焼却する際に発生するエネルギーを回収し、発電や熱供給などの有効利用を図ることです。

温室効果ガス

地球温暖化に影響を及ぼすとされるガスのことで、京都議定書では二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素等の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

か行

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質的な排出を全体としてゼロにすることを意味します。

排出を全体としてゼロとは、温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いた合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

カーボンニュートラルは脱炭素とも呼ばれています。

拡大生産者責任

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うことです。適正処理困難物制度をはじめ、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などがあげられます。

環境教育

環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のことです。

許可業者

市が廃棄物処理法の規定に基づいて一般廃棄物に関する処理業（収集運搬・処分）の許可をした事業者です。

原単位

生産や販売などの活動を行う際に、一定の活動成果を得るために使用・排出される要素（原材料、エネルギー、廃棄物など）の数量を指します。本計画では、一人1日当たりのごみ量等に用いています。

戸別収集

ごみを集積所へ出すのではなく、各家庭の玄関先や集合住宅の前など、建物ごとに出し、一軒ずつ収集する方法です。戸別収集は玄関先等にごみを出すため、分別意識やマナーの向上が見込まれます。

ごみの組成

ごみを構成する種類と割合をいいます。ごみの組成を明らかにすることは、計画の策定等に当たり、基礎的なデータとして高い利用価値があるため、清掃行政を的確に進める上で重要となります。

ごみの有料化

ごみの減量やリサイクルを進めるきっかけになるよう、ごみ量に応じたごみ処理料金を負担する制度のことです。

さ行

サーマルリサイクル

ごみを単に焼却処理するのではなく、焼却する際に発生する熱エネルギーを回収して利用することや、プラスチックや紙などを燃料として利用することです。

災害廃棄物

地震や津波、洪水等の災害に伴って発生する廃棄物のことです。倒壊・破損した建物等のがれきや木くず、コンクリート塊、金属くず等、その内容はさまざまなものがあります。

最終処分率

ごみの総排出量のうち、埋立てによる処分量の割合です。

〔埋立量÷総ごみ排出量×100〕

再使用（リユース）

廃棄物となってしまう製品を循環資源として、その全部または一部を部品その他製品の一部として利用することで、リターナブルビンのように繰り返し使用することです。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック等 20 種類の廃棄物を指します。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき適正な処理が図られる必要があります。

3 キリ運動

3つのキリで生ごみを減らそうとする運動のことです。

3つキリとは、①食材の使いキリ ②おいしく食べキリ ③生ごみの水キリのことをいいます。

事業系ごみ

事業活動に伴って生じる廃棄物で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。

資源化率（リサイクル率）

ごみの総排出量のうち資源化された量（集団資源回収量＋施設で中間処理後に回収される資源及び搬入された資源の量）の割合です。〔資源化量÷総ごみ排出量×100〕

自己処理責任

廃棄物処理法に示される「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」のことです。

集団資源回収

自治会が資源回収事業者と独自に契約している資源収集の方法です。

循環型社会

「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のことです。大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に代わるものとして提示された概念で、廃棄物の発生は最小限に抑えられ、循環可能な資源は適正に利用し、廃棄物は適正に処分されます。

焼却対象量

家庭から排出される燃やすごみ及び事業系ごみ、可燃性粗大ごみ等の総量のことです。

焼却灰

ごみが焼却炉で燃やされた後、焼却炉本体の底から排出される燃えがらのことです。排ガスに含まれるものは飛灰と呼ばれ、これと区別して主灰ともいいます。

シルバー人材センター

「高齢者の雇用の安定等に関する法律」で定められた、公益法人のことです。

市との協定事業により、再生した家具の販売を行っています。

新型固形燃料（RPF）

分別精度の高いプラスチックや、リサイクルが困難な加工された古紙などを原料として作られる高カロリーな固形燃料のことです。

ストーカ式

耐熱性の鋳物でできた火格子（ブロック）を重ねて「ストーカ」と呼ばれるごみを燃やす床を作り、燃焼用の空気をストーカの下部から送り込み、ストーカ上のごみを燃やす構造をもつ焼却炉の処理方式をいいます。

3R（スリーアール）

リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3つのR（アール）の総称です。

リデュースとは、物を大切に使い、ごみを減らすことです。リユースとは、使える物は、繰り返し使うことです。リサイクルとは、ごみを資源として再び利用することです。

総ごみ排出量

ごみ排出量（収集ごみ量と直接搬入ごみ量の合計）と集団資源回収量の合計のことです。

た行

多量排出事業者

市条例第 12 条に定められている事業者で、1 か月に 2 t 以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者のことです。

厨芥類（ちゅうかいりい）

ごみとして排出される野菜くずや食べ物の残りのことです。

中間処理

収集ごみの焼却、不燃ごみの破碎、選別等により、ごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理することです。

直接搬入量

廃棄物のうち、事業者及び市民がはだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場に直接搬入するごみ並びに許可業者が搬入する事業系ごみの合計量のことです。

適正処理困難物

市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となっていると認められ、環境大臣の指定しているものです。具体的な品目として、廃ゴムタイヤ等があります。

店頭回収

事業者が消費者に渡った白色トレーや牛乳パックなどを専用ボックスにより回収することです。新聞店による新聞の回収等は事業者による自主回収と位置づけられます。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、「爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」として廃棄物処理法施行令で定められている廃棄物のことです。ばいじん、PCB 使用製品、感染性医療廃棄物が指定されています。

な行

生ごみ処理機

電気式の生ごみ処理装置のことで、微生物を用いて電気で適温に加熱・攪拌することにより分解を促進するタイプと、電気により乾燥して有機肥料等とするタイプがあります。

生ごみ処理容器

生ごみを土壌微生物の働きによって分解・発酵することで減容化、堆肥化する容器です。

野焼き

廃棄物処理基準等によらない方法で、周辺地域の生活環境に影響を与える焼却のことです。

は行

廃棄物減量等推進員

市の行政協力員で、市条例第 8 条で定められています。自治会ごとに 1 名を委嘱し、地域の資源分別収集の指導及びリサイクル活動の啓発等を目的に活動しています。

排出禁止物

市で適正に処理することができないものとしてごみ収集場所への持ち出しを禁止しているものです。(市条例第 22 条に規定) 品目として、消火器やタイヤ等があります。

排出者責任

廃棄物等の排出者が、自らの責任においてその排出した廃棄物等を、適正にリサイクルするなど、循環的な利用又は処分等をすべきであるとの考え方のことです。

排出抑制

生ごみの減量や製品の再使用など、市民や事業者の努力によりごみの排出を抑制することです。

フードドライブ

各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、福祉施設・団体などに寄贈する活動のことです。

不法投棄

法律が定める方法に従って適切に処理せず、山林や水辺等に投棄することです。

分別収集

市民や事業者が、燃やすごみ、不燃物、資源等に分別してごみ収集場所等に持ち出し、市や収集業者が定期的に収集することです。

ま行

マテリアルリサイクル

廃棄物の全部または一部を原材料として利用することです。例えば、スチール缶を鋼材の原料とするなどがあります。

ら行

レアメタル

希少金属ともいい、レアメタルには、プラチナ・コバルト・ニッケルなど、31 種類があります。身近な機器の中にも使用されており、携帯電話やデジタルカメラ、液晶パネルなどに使用されています。